

基本方針Ⅰ 県産農産物等の信頼性の確保 ～安全・安心な農産物等の生産流通体制の強化に向けて～

(1) 安全で安心な農産物の提供

No.	項目	H28実施状況	H28の評価	目標値等			今後の課題等(H29の取組等)	担当課	ページ
				取組目標	目標値	実績値			
1	安全安心農産物生産推進事業(やまがた農産物安全安心取組認証制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・やまがた農産物安全・安心取組認証制度の普及拡大を検討する安全・安心ブランドやまがた産地協議会を開催(2回)した。 ・第三者認証機関として認証業務に必要な経費を負担した。 ・安全・安心ブランドやまがた産地協議会ホームページに情報を掲載した。 ・生産者団体と今後の安全・安心の取組内容の向上について意見交換を実施した。 ・農林水産省が定めるGAPガイドラインに準拠した県版GAPの策定した。 ・認証団体による県版GAPへの取組(43団体32品目)を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認証団体数は1団体減少(44団体) ・取扱品目は4品目減少、果樹12品目、野菜31品目(4減)の計43品目 ・認証を受けた農家数は26,999戸(3,412戸(11.2%)減少) 	販売農家に占める認証制度によって認証を受けた農家割合	58% (H29年度まで)	55%	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度から認証を受ける全ての品目への県版GAPの取組みの拡充とそのレベルの向上 ・消費者や流通業者に対する本制度の継続したPR 	農業技術環境課	P8
2	農薬対策事業(病害虫防除基準の作成、農薬危害防止運動の実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・山形県農作物病害虫防除基準について、近年生産現場で問題となっている病害虫の発生状況に対応できるよう防除対策等の内容を改正した。 ・防除基準の発刊に当たっては、誤記載を防止するため関係機関が連携し、記載内容の三重点検を実施した。 ・農薬の使用が多くなる時期に、県、市町村、農業者団体等が連携して「山形県農薬危害防止運動」を実施した。(6月1日～8月31日) ・同運動では、取組みの周知と危害防止対策の徹底を通知するとともに、やまがたアグリネットに啓発チラシを掲載するなど、広報活動を実施した。 ・山形県適正農薬販売協会(県内の農薬卸売り及び小売店で構成する組織)では、農薬危害防止運動期間中に「農薬安全対策キャラバン」による広報活動や不用農薬の一斉回収を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が連携し、農薬の適正使用に関する広報活動や不用農薬の一斉回収を行うなど「農薬危害防止運動」を実施した。 ・運動期間中に農薬による大きな事故は見られなかった。 	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・山形県農作物病害虫防除基準の作成により農薬適正使用を推進する。 ・農薬危害防止運動等の啓発活動の継続実施 ・引き続き住宅地周辺における危害防止対策の周知・徹底を図っていく。 	農業技術環境課	P10
3	安全安心農産物生産推進事業(農薬適正使用推進員の認定、スキルアップ研修の実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年2月～3月に農薬適正使用推進員認定研修並びにスキルアップ研修会を県内4か所で実施した。 ・農薬適正使用推進員は新たに62名を認定した。 	農薬適正使用推進員として2,060名を認定	農薬適正使用推進員数	2,000名	2,060名	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度を継続する。 ・本制度の他にも各農業技術普及課において各種栽培講習会を実施するとともに、農協、山形県適正農薬販売協会、関係機関と連携して農薬適正使用の推進を図る。 	農業技術環境課	P10
4	農薬対策事業(指導取締)	<ul style="list-style-type: none"> 県内の農薬販売店は913か所(平成29年3月31日現在)。 平成28年度から30年度までの3か年で全販売店に対する立入検査を計画し、平成28年度は351か所に立入検査を実施した。 11月14日～16日に農薬管理指導士研修会を実施して、新規17名を含む71名を農薬管理指導士として認定し、既認定者と合わせた総数は259名となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 販売店への立入検査は新規届出者を含めほぼ計画どおり実施し、目標を達成している。 また農薬管理指導士は、対象者が退職するなどの理由から減少しており、目標の90%程度にとどまった(前年度から12名減)。 	立入件数	330件	350件	<ul style="list-style-type: none"> 農薬の適正な流通の推進と、農薬の販売及び使用に必要な知識を普及・啓発するために、販売店への立入検査及び農薬管理指導士研修会の実施を継続する。 特に農薬管理指導士については、関係団体等への積極的なはたらきかけなどにより、新規の認定者の増加を目指す。 	食品安全衛生課	P10
農薬管理指導士数	300名	259名							
5	農産物等放射性物質検査	平成28年度の検査点数は448点(牛肉全頭検査を除く)だった。	<ul style="list-style-type: none"> ・最上町産の「こしあぶら」で基準値を超過した(平成25年度以降出荷自粛継続)。 ・「こしあぶら」以外は基準値を超過した品目はない。 	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 県産農畜水産物等の安全性を明らかにし、県産ブランドの維持を図るため、継続して検査を実施する。 	農業技術環境課	P12

※ ページは、食の安全安心アクションプランの掲載ページ。



やまがた農産物安全・安心取組認証マーク

(2)安全で安心な畜産物の提供

No.	項目	H28実施状況	H28の評価	目標値等			今後の課題等(H29の取組等)	担当課	ページ
				取組目標	目標値	実績値			
6	監視伝染病の検査	監視伝染病の発生を予防するための検査を県内全市町村で実施した。なお、監視伝染病の発生の状況等を把握するため、牛のブルセラ病、結核病、ヨーネ病の検査を県内12市町村で、監視伝染病の発生を予察するため、牛のアカバネ病、チュウザン病、アインウィルス感染症、イバラキ病、牛流行熱の検査を県内16市町村で実施した。	計画どおり県内全市町村で監視伝染病の検査を実施し、監視伝染病の早期摘発を行い、もって、まん延を防止、目標は達成された。	検査市町村数	全市町村	全市町村	国内及び県内では、昨年度も監視伝染病が発生しており、次年度以降も発生及び予察に努め、県内の監視伝染病の侵入及びまん延を防止していく必要がある。	畜産振興課	P13
7	高病原性鳥インフルエンザの検査	特定家畜伝染病防疫指針に基づき、鳥インフルエンザの侵入監視等のため、県内の養鶏農場において、鶏の検査を実施した(モニタリング検査)。 ①村山地域 45戸 450羽 ②最上地域 39戸 390羽 ③置賜地域 43戸 430羽 ④庄内地域 47戸 470羽 計174戸 1,740羽…全例陰性(戸数は延べ戸数)	特定家畜伝染病防疫指針に基づく検査を実施し、県内での侵入・発生がないことが確認され、目標は達成された。	検査数(年間延べ174農場×10羽)	1,740検体	1,740検体	28年度は本県の近隣県を含む全国9道県で12事例の高病原性鳥インフルエンザが発生した。引き続き、鶏インフルエンザの農場への侵入監視等のため、100羽以上の養鶏場を中心に定期的なモニタリング検査を実施していく。	畜産振興課	P13
8	死亡牛のBSE検査	生後48か月齢以上の死亡牛原則全頭について、BSE検査を実施した。 検査頭数802頭(全頭陰性) 【内訳】①山形県家畜死体保冷保管施設搬入分 788頭 ②家畜保健衛生所搬入分 14頭	48か月齢以上の死亡牛原則全頭についてBSE検査を実施し、検査した全頭で陰性を確認した。	検査数	全頭	全頭	今後とも、牛海綿状脳症防疫指針に基づき死亡牛のサーベランス検査を継続し、国内の清浄性を確認、証明していく。	畜産振興課	P13
9	衛生管理技術等の普及	衛生管理技術の普及(衛生状況の改善による疾病発生の低減及び抗菌性物質の適正使用等)を図るため指導を実施した。	目標400戸に対して、415戸を指導した。全体的に伝染性疾患の発生は減少しているが、慢性疾患対策については継続的な指導等が必要な農場が散見される。	指導農家数	400戸	415戸	衛生管理技術の普及によって疾病の発生低減を図り、消費者に安全・安心な県産畜産物を供給するため、今後も指導を継続していく必要がある。	畜産振興課	P13
10	畜産農家巡回指導	飼料添加物、動物用医薬品等の適正使用について、乳用牛(70戸)、肉用牛(73戸)、養豚(21戸)、及び養鶏(36戸)の計200戸の巡回指導を実施した。	目標180戸に対し、200戸の指導を実施し、目標は達成された。飼料添加物、動物用医薬品等の適正使用について、問題は確認されなかった。	指導農家数	180戸	200戸	飼料添加剤や動物用医薬品等の適正使用及び適切な飼養管理について、継続して指導していく必要がある。	畜産振興課	P13
11	動物医薬品販売業巡回指導	動物用医薬品販売業者に対して、動物用医薬品の適正な販売・流通について監視・指導を実施した。さらには動物用医薬品の適切な保管・使用に関する監視・指導として飼育動物診療施設に立ち入りし指導を実施した。	目標50か所に対して、80か所の店舗等について立ち入り・指導を実施した。	指導店舗数	50か所	80か所	動物用医薬品の適正な販売・流通のため、動物用医薬品販売業者(店舗)への継続的な監視・指導が必要である。	畜産振興課	P13

(3)安全で安心な水産物の提供

No.	項目	H28実施状況	H28の評価	目標値等			今後の課題等(H29の取組等)	担当課	ページ
				取組目標	目標値	実績値			
12	県産貝類安全対策事業	イワガキについては、漁期前の5月から7月まで、海域の清浄性検査(大腸菌群最確数)、イワガキのノロウイルス検査、成分規格検査(大腸菌群最確数、一般細菌数)を実施した。 イガイについては、7月から8月に下痢性及び麻痺性貝毒の検査を実施した。	イワガキについては、5月から7月の検査期間を通じて基準値を超えたのが2回(5月の温海におけるイワガキ検査、6月の念珠菌における海水検査)であった。対応として、当該海域では再検査で合格するまではイワガキの採捕は自主規制とした。 イガイについては7月に出荷前検査を実施したところ、陰性となり解禁した。出荷後検査も陰性であった。	清浄性検査回数	3回	3回	現在の検査体制を継続する。	水産振興課	P15
				岩ガキの成分規格検査回数	3回	3回			
				岩ガキのノロウイルス検査回数	4回	4回			
				貝毒検査回数	3回	2回			
13	魚病発生の未然防止	魚病の発生を未然に防ぐため、巡回指導による養殖環境の改善指導を行った。	定期的な巡回指導を行い、養殖環境の改善、魚病発生の未然防止に寄与した。現場の必要に応じて指導を重点化して行ったため、数値としては、36経営体にとどまったが、必要とされる業者等への巡回はカバーできたため、防止の取組みとしては概ね達成と考えている。	巡回指導件数	45経営体	38経営体	現在の指導体制を継続する	水産振興課	P16
14	水産用医薬品の適正使用の指導	養殖業者を対象とした巡回指導や説明会などにより、水産用医薬品の適正使用について普及啓発を実施した。	水産用医薬品が適正に使用されており、巡回指導の効果があつた。経営体数は現在全143経営体であり、目標は達成している。	適正使用指導件数	全163経営体	全143経営体	現在の指導体制を継続する継続する	水産振興課	P16
15	養殖生産の実態把握	魚病被害状況・水産用医薬品の使用状況に関するアンケート調査を行った。	魚病被害状況・水産用医薬品の使用状況に関するアンケート調査を行い、業病被害状況と水産用医薬品の使用状況を把握した。経営対数は現在全143経営体であり、目標は達成している。	使用状況把握数	全163経営体	全143経営体	現在の実態把握を継続する	水産振興課	P16

(4)環境に優しい農業の推進

No.	項目	H28実施状況	H28の評価	目標値等			今後の課題等(H29の取組等)	担当課	ページ
				取組目標	目標値	実績値			
16	環境保全型農業推進事業 (全県エコエリア構想)	<ul style="list-style-type: none"> 「エコエリアやまがた農業推進プラン」の改訂 エコエリアやまがた推進コンクールの開催、表彰をした。 エコファーマー認定、有機・特別栽培農産物認証の制度説明会の開催をした。 環境保全型農業に関する技術開発をした。 地域エコエリアモデル地区を設置した。 有機農業オープンフィールドの設置と技術講習会等の開催をした。 環境保全型農業直接支払交付金等の推進をした。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな推進目標を掲げた「エコエリアやまがた農業推進プラン」を策定した。 コンクールの実施や消費者交流イベントの開催等による情報発信により消費者等の理解醸成に努めた。 エコファーマー等の認証制度説明会を開催し、制度の普及啓発を図った。 環境保全型農業に関する技術開発や展示ほ場等の設置、また技術研修会等を開催し地域における普及拡大に努めた。 環境保全型農業直接支払交付金を活用し、環境保全型農 	環境保全型農業の実施割合(対販売農家)	73% (H29年度まで)	41% (H27)	<ul style="list-style-type: none"> 新たな「エコエリアやまがた農業推進プラン」に基づき、全県エコエリア構想の一層の推進を図る。 野菜等の有機栽培技術等の開発を進め、有機農業の推進を図る。 地域エコエリアモデル地区や有機農業オープンフィールドを活用し、環境保全型農業の取組みが少ない地域での取組拡大を図る。 各種イベントの開催やホームページを活用し、消費者等への情報発信に努める。 	農業技術環境課	P17
17	環境保全型農業推進事業(エコファーマー等の育成)	<ul style="list-style-type: none"> 「エコエリアやまがた農業推進プラン」の改訂をした。 エコファーマー認定の推進をした。 エコファーマー導入指針への対象品目の拡大をした。 エコファーマー等の認定説明会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな推進目標を掲げた「エコエリアやまがた農業推進プラン」を策定した。 平成28年度末現在、エコファーマーはこれまで13,868人(前年度末13,384人)が認定されている。 エコファーマー導入指針の品目に「しそ」、「からしな」、「ケール」、「タアサイ」、「ルッコラ」「うめ」を追加、農業提言技術として「天然物質由来農薬利用技術」を追加(品目:トマト・ミニトマト、ピーマン・ししとう、ねぎ、にら、アスパラガス)し、認定者の拡大を図った。 「山形県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を改訂した。 	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> エコファーマー等の新規認定と既認定農家の再認定を推進する。 エコファーマー対象品目や導入技術の拡大を図る。 環境保全型農業について、取組みの少ない地域での制度の普及啓発を図る。 環境保全型農業技術の技術開発と普及を図る。 	農業技術環境課	P17
18	良質堆肥の生産・利用への支援	堆肥の利用促進を図るため、畜産生産拡大支援事業等の活用により、取組主体3か所に対して堆肥処理施設の整備支援を行った。	良質堆肥の生産及び地域の耕種農家への安定供給に係る体制整備が進み、堆肥利用の取組みが拡大した。	—	—	—	堆肥散布に向けた労働不足や散布需要の拡大に対応して、既存散布組織の活動拡大や、耕種農家と畜産農家の相互に連携した新たな共同散布体制の整備支援が課題である。	畜産振興課	P17
19	園芸作物ブランド産地の育成	<p>(1)最上地域における夏季の涼やかな気候を活かし、アスパラガスの産地化に取り組んでいる。また、耕種農家、畜産農家、JA、行政の連携により、堆肥を利用した資源循環型農業を推進している。</p> <p>(2)金山町内の大規模養豚施設から供給される堆肥を有効活用した資源循環型農業を目指し、新たな園芸品目としてねぎの振興を図っている。また、主力品目のにらや飼料用米においても、堆肥を活用して化学肥料の低減を推進している。</p>	<p>(1)最上町におけるアスパラガスの栽培面積は、平成21年度の38haから48.9haに増加している。堆肥の流通量は新規作付けでは約972t、全体では3,500tに達し、環境に配慮したアスパラガス産地の育成が図られている。最上地域としての栽培面積は60.4ha、販売額は約4.9億円(前年度比1千万円増)に達した。</p> <p>(2)金山町におけるねぎ栽培は着実に定着してきており、また、にら栽培についても堆肥の活用が進み、養豚施設から生産されている堆肥が利用されている。最上地域としても夏ねぎ及び秋冬ねぎの野菜産地の指定を受け、ねぎの栽培面積は65ha、販売額は全体的に単価が伸びたため6.9億円(前年度比1.1億円増)になった。</p>	—	—	—	<p>(1)最上地域のアスパラガスは市場からの評価も高く、生産拡大が求められている。JA山形もがみや最上町以外のJA新庄もがみの地区内においても、アスパラガスの産地形成に取り組まれており、引き続き産地拡大を推進していく。</p> <p>(2)最上地域における園芸品目の振興にあわせ、地域全体での堆肥を利用した資源循環型農業を推進していく。</p>	最上総合支庁農業振興課	P17
20	資源循環置賜モデルの創出	平成27年度からは県事業は廃止し、モデル研究会は、事務局を会員企業に移管することとなった。		—	—	—		置賜総合支庁地域産業経済課	P17
21	環境保全型農業推進事業 有機農業推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 有機農業に関する技術開発を実施した。 有機農産物認証制度説明会の開催と有機JAS認証取得を支援した。 有機農業オープンフィールドの設置と技術講習会等の開催をした。 有機農業シンポジウムや技術研究会を開催した。 市町村における推進体制整備への協力をした。 「やまがた有機農業推進コンソーシアム」により関係機関と連携した事業推進をした。 	<ul style="list-style-type: none"> H28年3月末現在、JAS法に基づく生産行程管理者は42件、農家戸数は157戸である。 H29年3月末現在、特別農産物認証延べ農家数は11,517人(前年度末10,981人)、認証面積は15,044ha(同14,290ha)である。 県内8か所に有機農業オープンフィールドを設置し、技術の実証と地域における普及拡大を図った。 「やまがたオーガニックフェスタ2016」開催に支援し、消費者等への理解の醸成を図った(来場者数2,600名) 「やまがた有機農業推進コンソーシアム」において、有機栽培米での新品種・新技術の現地実証と県内外における試食評価活動を実施し、産地ブランド化を図った。 	【再掲】 環境保全型農業の実施割合実施割合(対販売農家)	73% (H29年度まで)	41% (H27)	<ul style="list-style-type: none"> 野菜等の有機栽培技術の開発 有機農産物の安定生産技術の開発と普及 各種イベントの開催やホームページを活用した情報発信を行い、消費者等の理解の醸成を図る。 有機・特別栽培農産物認証制度を活用した産地の育成を図る。 	農業技術環境課	P19

基本方針Ⅱ 流通する食品の安全・安心の確保 ～安全・安心な食品の提供に向けて～

(1)流通する食品(輸入食品を含む)の監視・指導の充実

No.	項目	H28実施状況	H28の評価	目標値等			今後の課題等(H29の取組み等)	担当課	ページ
				取組目標	目標値	実績値			
22	食品事業者に対する監視指導	食品製造・加工から食品流通・販売にいたる各段階において食品等事業者に対し監視・指導を実施した。	3,234件の監視指導計画に対し、4,372件の監視指導を実施した。	監視指導計画に基づく監視指導率	100%	109%	監視指導計画に基づき実施していく。	食品安全衛生課	P20
23	各強化月間における監視指導	各強化期間に重点的に監視指導を実施 ・夏期食品等監視強化月間(7月) 調査監視施設 延べ1,484施設 ・食肉衛生月間(9月) 調査監視施設 延べ 194施設 ・食品適正表示推進月間(11月) 調査監視施設 延べ 562施設 ・年末食品等監視強化月間(12月) 調査監視施設 延べ 973施設	保健所等関係機関全てで取組みを実施した。	保健所等関係機関の取組率	100%	100%	継続して、各強化月間における重点的な監視指導等を行うとともに、マスコミ等を活用した注意喚起を行っていく。	食品安全衛生課	P21
24	食品製造業者に対する輸入原材料の受入体制の監視指導	・輸入原材料に起因する食品危害防止を目的とし、食品製造業者における輸入原材料の受入体制の監視強化 ・輸入原材料受け入れチェックシートの作成 ・食品製造業者へのチェックシートの配布及び活用を指導	保健所等関係機関全てで取組みを実施した。	保健所等関係機関の取組率	100%	100%	輸入原材料を使用する食品製造施設に対して受入検査に係る指導を強化する。	食品安全衛生課	P21
25	と畜場及び付設食肉処理施設に対する監視指導	全と畜場及び付設食肉処理施設に対して各年度2回の監視指導を実施した。	監視予定数14に対し、18回監視を実施した。	と畜場及び付設食肉処理施設に対する監視率	100%	129%	全施設においてHACCPを導入したが、適正な衛生管理が行われているか検証していく。	食品安全衛生課	P21
26	認定小規模食鳥処理場に対する監視指導	全認定小規模食鳥処理場(平成28年度末16施設うち監視対象16施設)に対して、監視指導を実施した。	監視対象16施設に対し、延べ23施設の監視指導を行った。	認定小規模食鳥処理場に対する監視率	100%	112%	取組目標に基づき、監視を実施していく。	食品安全衛生課	P21
27	健康食品の販売施設に対する監視指導	健康食品の虚偽・誇大表示について薬局等ドラッグストア等の監視を行った。	目標を上回る監視を行った。	施設等への年間監視件数	250件	364件	取組目標に基づき、監視を実施していく。	食品安全衛生課	P21

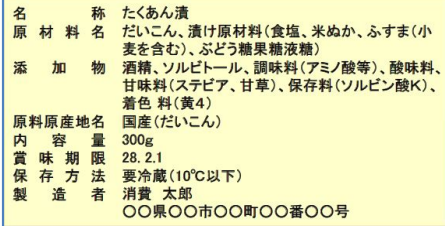
(2)流通する食品(輸入食品を含む)の試験検査の実施

No.	項目	H28実施状況	H28の評価	目標値等			今後の課題等(H29の取組み等)	担当課	ページ
				取組目標	目標値	実績値			
28	残留農薬検査(輸入食品を含む)	生産段階で使用される農薬について、県内に流通する主要農産物や輸入食品の残留を検査した(検査結果は県のHPに掲載)。 ・検査検体数:こまつな、トマト、すいか、ブロッコリー、きゅうり、西洋なし、キャベツ、かぶ、冷凍加工野菜(9種、100検体)	監視指導計画どおりの検査を実施した、結果、平成28年度は食品衛生法違反はなかった。	監視指導計画に基づく検査実施率	100%(100検体)	100%(100検体)	・検査の結果、食品衛生法に違反する食品の流通が確認された場合、違反食品の流通防止に努めるとともに、再発防止を指導する。	食品安全衛生課	P24
29	残留有害物質モニタリング検査	畜産物への動物用医薬品、飼料添加物等の有害物質の残留を検査した。 ・検査項目:抗生物質、合成抗菌性物質など15成分 ・検査検体数:268検体・延べ検査項目数 1,227 ・検体名:牛肉(筋肉)、豚肉(筋肉)、鶏卵、乳、養殖魚(ニジマス、鯉、イワナ、ウグイ)、はちみつ、食鳥肉(検査結果は県のHPに掲載)	監視指導計画の目標検体数を超える検査を実施した。検査の結果、基準値を超えたものはなかった。	監視指導計画に基づく検査実施率	100%(160検体)	168%(268検体)	・県内に流通する食品等において、食品衛生上の健康被害の発生及び被害拡大を防止するため、探知した場合は速やかに公表する。	食品安全衛生課	P24
30	食品成分等規格検査	食品衛生法で定められた食品の成分規格や食品添加物の使用基準等について検査を行った。	概ね計画通りの検査を実施した。	監視指導計画に基づく検査実施率	100%(597検体)	98%(586検体)	・検査実施機関の検査の信頼性を確保するため、妥当性評価の実施、内部点検、外部精度管理、必要な検査機器の整備、関係職員に対する技術研修の実施等に努める。	食品安全衛生課	P24
31	食中毒汚染実態調査	流通食品の細菌汚染の実態を把握するために、県内で加工、販売される食肉、野菜、漬物81検体について食中毒菌(腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌、カンピロバクター・ジェジェニ等)の検査を行った。	計画どおり、54検体の検査を行った。全て陰性であった。	国が指定した検査数の実施率	100%(54検体)	100%(54検体)		食品安全衛生課	P24
32	アレルギー物質検査	県内で製造又は販売される食品に表示のないアレルギー物質が含まれているか検査した。H28年度は、特定原材料7品目のうちの乳について検査を行った。	目標どおり10検体を検査した。不適正表示はなかった。	監視指導計画に基づく検査実施率	100%(10検体)	100%(10検体)	H29年度は特定原材料7品目のうち、小麦について検査を行う。	食品安全衛生課	P24
33	食品検査信頼性確保事業	食品衛生検査施設の信頼性を確保するため、精度管理の実施、内部点検業務の強化、機器保守点検の実施など業務管理を実施した。 各保健所、衛生研究所、各食肉衛生研究所の7施設について実施した。	対象とする7施設において適正な業務管理を確認した。	全7施設における精度管理の実施率	100%	100%	検査実施機関の検査の信頼性を確保するため、確実に実施していく。	食品安全衛生課	P24
34	と畜検査	県内のと畜場に搬入された家畜について、と畜検査員(獣医師)が疾病等の有無について検査を実施した。検査頭数:牛19,025頭、子牛24頭、馬232頭、豚404,951頭、めん羊・山羊282頭 合計424,514頭	全頭検査を実施した。	全頭検査	全頭	全頭	引き続き、検査を実施していく。	食品安全衛生課	P25
35	BSE(TSE)スクリーニング検査	と畜場に搬入される48月齢超の牛及びめん羊・山羊のBSE検査を実施した。(めん羊・山羊は平成28年6月から生体検査で臨床症状を呈するもののみ検査を実施)。	対象となる牛1,028頭・めん羊48頭の検査を実施し、陽性はなかった。	対象獣畜の検査率	100%	100%	平成29年4月から48か月齢超の健康と畜牛のBSE検査は廃止され、生体検査で臨床症状を呈するめん羊、山羊及び24か月齢以上の牛のみ検査を実施する。	食品安全衛生課	P25
36	枝肉の汚染度調査	と畜場の衛生管理の検証として、枝肉の一般細菌数及び大腸菌群数の調査を行った。	牛22頭、豚15頭、めん羊12頭のふき取り検査を実施した。	食肉衛生月間計画に基づく調査率	100%	100%	計画に基づき検査していく。	食品安全衛生課	P25
37	放射性物質検査	県内に流通する農畜産物と加工食品及び県内主要水道水中の放射性物質検査を実施した(検査結果は県のHPに掲載)。検査件数:流通食品125件・水道水540件(表流水9地点週1回、地下水6地点 月1回実施)	年間計画通りの件数を実施した。いずれも、基準値を超える放射性物質は検出されてなかった。	年間計画に基づく検査実施率	100%	100%	年間計画に基づき検査していく。	食品安全衛生課	P25

(3) 食中毒予防対策の充実

No.	項目	H28実施状況	H28の評価	目標値等			今後の課題等(H29の取組み等)	担当課	ページ
				取組目標	目標値	実績値			
38	大量調理施設に対する監視指導	監視指導計画に基づき、大量に調理を行うため、大規模な食中毒につながるしやすい施設に対する監視指導を行い、衛生管理の徹底を図った。	大量調理施設全てに監視を行い、取組目標は達成した。	監視施設数	全施設	全施設	取組目標は達成したものの、県内では、平成28年中、22件(患者数290人)の食中毒が発生し、そのうち、ノロウイルスによるものが8件(患者数223人)となっている。食中毒防止のため、飲食店等の監視指導強化や、ノロウイルス等食中毒対策といった衛生知識の普及・啓発に努める。	食品安全衛生課	P27
39	各強化月間における監視指導【再掲】	基本方針Ⅱの(1)No.23参照		関係機関の取組み実施率	100%	100%		食品安全衛生課	P28
40	きのこ食中毒予防月間(9月)における啓発	・テレビ、新聞、ラジオ、県のホームページ、食の安全ほっとインフォメーション、講習会等様々な機会をとらえた啓発活動を実施した。 ・各総合支庁他20か所でパネル展示を実施した。 ・販売施設等への監視指導及び直売所等での啓発チラシを配布した。	4保健所全てで取組みを実施し、取組目標は達成した。	関係機関の取組み実施率	100%	100%	取組実施にも関わらず、平成28年中に有毒きのこの食中毒が7件発生していることから、販売店に対する監視の強化等さらなる注意喚起を行っていく。	食品安全衛生課	P28

(4) 適正な食品表示の確保

No.	項目	H28実施状況	H28の評価	目標値等			今後の課題等(H29の取組み等)	担当課	ページ
				取組目標	目標値	実績値			
41	食品衛生法、食品表示法等に基づく表示に対する監視指導	食品表示110番の通報を基に監視指導を実施した(平成28年度 食品表示110番通報件数 66件)。	食品表示に関する通報を基にした調査の実施や、相談受付等を契機とした食品の適正表示の普及啓発を図った。	—	—	—	食品表示は、消費者が食品を選択する際の重要な情報源であることから、今後も食品製造者に対して適正な表示を指導していく。	食品安全衛生課	P29
42	アレルギー物質を含む食品や遺伝子組換え食品に係る監視指導	アレルギー物質を含む食品や遺伝子組換え食品を製造、販売する施設、直売所に対し監視指導を実施した。	直売所等の監視強化等により、不適正表示の指導を実施した。	—	—	—	食品事業者、産地直売所等に対する指導を徹底し、適正表示の普及を図る。	食品安全衛生課	P29
43	食品適正表示推進者制度	公益社団法人山形県食品衛生協会と協力して、食品事業者を対象に適正な食品表示に精通した従業員(食品適正表示推進者)を養成する講習会を実施した。 【村山地区講習会】 ・日時:10月27日 ・場所:山形市スポーツセンター ・受講者:118名 【庄内地区講習会】 ・日時:11月11日 ・場所:三川町公民館 ・受講者:56名	取組目標100人を大きく上回る受講者がおり、目標を達成した。	食品適正表示推進者養成講習会受講者数	100人	174人	平成32年4月食品表示法の完全施行を見据え、食品表示制度の周知及び相談への取組みを強化していく。 	食品安全衛生課	P29
44	食品表示法に基づく表示内容に係る周知	・食の安全フォーラム(No.53 186名参加)、出張セミナー(No.55 29回 1,104名)の研修会等を開催し、普及啓発を図った。 ・監視指導の機会をとらえ、周知を図った。	多数の参加により、普及啓発を図ることができた。	—	—	—		食品安全衛生課	P29
45	食品安全モニター制度及び適正表示ボランティア制度	県民の方々を食品の安全モニター・適正表示ボランティアとして委嘱・登録し、日々の買物などを通じて、食品表示についての情報を県に報告してもらい、必要な指導を行う。	ホームページ等の広報により、モニターを募集した。目標の50名を上回る61名(モニター32名、ボランティア29名)の方に登録してもらった。	食品安全モニター及び適正表示ボランティアの合計数	50人	61人	モニター及びボランティアが訪問した実店舗数は571店で、うち指摘品目数は102品目、違反品目数は40あった。食品表示制度の普及のためにも、今後も制度を継続していき、多くの方にモニター及びボランティア登録をしていく。	食品安全衛生課	P29

(5) 食品等事業者における自主的な衛生管理の向上


No.	項目	H28実施状況	H28の評価	目標値等			今後の課題等(H29の取組み等)	担当課	ページ															
				取組目標	目標値	実績値																		
46	HACCP手法導入の普及拡大	食品製造業者を対象にHACCP手法導入の普及の実施 ・HACCP導入施設及び導入を検討している施設に対する指導助言の実施 ・食品営業許可更新講習会での周知	H27年度末申出施設数23から、H28年度末の申出施設数は63にと、大幅に増加した。	HACCP手法導入施設増	前年度比増	63 (40施設増/年)	更にHACCP手法導入の普及拡大を図り、導入施設数の増を図る。	食品安全衛生課	P31															
47	総合衛生管理製造過程申請施設に対する指導助言	総合衛生管理製造過程(厚生労働省承認)を申請しようとする施設に対し円滑に承認が得られるよう指導助言を実施した。	様々な機会をとらえ、指導を行った(参考:県内の総合衛生管理製造過程承認施設:12 H28年度末)	—	—	—	食品の輸出拡大及び国内における安全確保のため、国では全ての食品事業者に対し、HACCP導入を制度化する方針であり、事業者に対し、HACCPの導入を促す必要がある。	食品安全衛生課	P31															
48	食品衛生講習会の開催	食品衛生責任者の資質向上のための講習会や家庭における食中毒の未然防止のための講習会を開催した H28年度実績 <table border="1" data-bbox="489 1837 1127 1963"> <thead> <tr> <th></th> <th>食品関係者対象</th> <th>消費者対象</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数(回)</td> <td>265</td> <td>28</td> <td>34</td> <td>327</td> </tr> <tr> <td>参加人数(人)</td> <td>10,368</td> <td>1,114</td> <td>840</td> <td>12,322</td> </tr> </tbody> </table>		食品関係者対象	消費者対象	その他	計	実施回数(回)	265	28	34	327	参加人数(人)	10,368	1,114	840	12,322	目標値を上回る数の講習会を開催した。	開催数	250回	327回	食品衛生の確保は、事業者の自主的な衛生管理が重要であることから、継続して必要な講習会を開催し、自主的な衛生管理に係る情報の提供を行う。	食品安全衛生課	P31
	食品関係者対象	消費者対象	その他	計																				
実施回数(回)	265	28	34	327																				
参加人数(人)	10,368	1,114	840	12,322																				

基本方針Ⅲ 食の安全と安心に関する情報の提供と信頼関係の構築 ～食の安全・安心への信頼関係の確立に向けて～

(1)消費者・生産者・食品等事業者・行政間の相互理解の促進と施策への県民意見の反映

No.	項目	H28実施状況	H28の評価	目標値等			今後の課題等(H29の取組み等)	担当課	ページ
				取組目標	目標値	実績値			
52	山形県食の安全推進会議の開催	7月と2月の2回開催し、以下の項目について協議を行った。 ・やまがた食の安全・安心アクションプランの実施状況について ・山形県食品衛生監視指導計画について ・牛海綿状脳症(BSE)検査見直しにかかる対応について	2回開催し、関係者間の意見交換を進めるとともに、県の施策に対し、御意見をいただいた。会議開催状況について、ホームページに掲載した。	開催数	2回	2回	食の安全・安心の確保に関する県の取組みに対する県民意見の反映及び取組みの推進を図るため、今後も継続開催に努める。	食品安全衛生課	P35
53	リスクコミュニケーション(意見交換会)及び食の安全フォーラムの開催	開催状況は以下のとおり 【食の安全フォーラム】(公社)山形県食品衛生協会と共催 ・期日:7月20日 場所:遊学館(山形市) ・参加者:286名 ・テーマ:「流行の前にノロウィルスの食中毒の防止対策を身につける」 ・内容:講演、パネルディスカッション 【食の安全セミナーin庄内】 ・期日:11月25日 ・参加者:186名 場所:庄内町文化創造館響ホール ・テーマ:「食品表示基本ルールを学ぶ!」 ・内容:講演、パネルディスカッション、意見交換会	2回開催し、目標を達成した。フォーラム及びセミナーでは、消費者、食品事業者等様々な立場の人から参加を得られた。参加者からの意見の多く出され、活発な意見交換の場となった。アンケートでも、概ね好評であった。	リスクコミュニケーション開催数	2回以上	2回	消費者・生産者・食品等事業者間の更なる信頼関係を構築するため、「食の安全フォーラム」(山形市と置賜地方開催予定)において、県民に関心の高いテーマを選定し、より多くの県民が参加できるようにする。  H28食の安全フォーラム開催状況(山形市)	食品安全衛生課	P35
54	食育・地産地消の推進	食育県民大会を開催し、食育に関する講演会や実践活動紹介などにより、食育活動の重要性について県民の理解増進を図った。あわせて、食育・地産地消活動のパネル展示や伝統野菜・郷土料理の試食提供により、広く県民に情報発信し、食育・地産地消活動の更なる推進に努めた。 また、学校給食における県産農林水産物の利用促進を支援し、子ども達の地域の食と農に対する理解促進を図った。	県と食について学び、また発信する機会の創出に努めた。 また、学校給食における地産地消の促進などに取り組んだ。	—	—	—	「第2次山形県食育・地産地消推進計画」に基づき、関係部局や食育実践団体、市町村等と連携し、様々な施策を活用しながら、家庭、学校、地域における取組みを促進していく。 市町村と生産者団体等と連携し、学校給食における県産農林水産物の利用拡大を図るほか、社会福祉施設等での地産地消の推進を支援していく。 また、市町村における食育推進計画の策定について引き続き働きかけを行っていく。	6次産業推進課	P35
55	出張セミナーの開催	県が行っている食品の安全性確保に関する取組み等について、県民に直接説明し意見交換するための出張セミナーを開催した。出張セミナーのテーマ一覧を作成、県のホームページで公開した。随時申込を受け付け、関係各課から職員を派遣し、県内各地で出前講座を実施した。テーマ:「食品提供施設での衛生管理について」等24テーマ	平成28年度中、248回開催した。目標に届かなかったものの、9,572名の多くの参加人数があった。	開催回数	300回	248回	ホームページでの情報提供が申込みにつながっていることから、引き続きホームページを始めとした情報提供を行い、当該事業の認知度を上げていく。	食品安全衛生課	P36
56	給食施設における管理栄養士等の配置の促進	【特定給食施設等に対する栄養管理指導】 各給食施設より提出のあった給食施設栄養管理状況報告書に基づき、各保健所が巡回指導を行い、管理栄養士等の未配置施設に対しては、適切な栄養管理、アレルギーへの個別対応及び適切な食形態での食事提供等を行うため、配置の必要性を伝えた。 ○特定給食施設等に対する栄養管理指導 平成27年度 実施施設 242施設(対象施設 824施設)	特定給食施設数及び管理栄養士等の配置施設数の増加に伴い、昨年度に比べ割合が増加したものの、目標の80%は達成できない。 平成27年度 特定給食施設数482施設 配置施設数347件 割合72.0% 平成28年度 特定給食施設数488施設 配置施設数360件 割合73.8%	管理栄養士等を配置している特定給食施設の割合	80% (34年まで)	73.8%	管理栄養士等の専門職の配置により、適切な栄養管理及び個別に配慮した食事の提供のほか、災害時の適切な栄養管理及び食支援が可能となる。 このように、管理栄養士等の配置は県民の食の安全・安心につながることから、保健所と連携し、引き続き未配置施設に対し配置を促していくことが必要である。	健康長寿推進課	P36
57	安全・安心な農産物の生産等に関する研修の実施	【新規就農支援研修】 ・期日:平成28年6月3日、7月15日、10月13日(各90分) ・場所:農業大学校緑風館 ・受講者:新規就農者38名 ・内容:農業安全使用等に関する講義を行った。 【働きながら学ぶ農業入門講座】 ・期日:平成28年5月12日、7月12日(各120分) ・場所:東根市職業訓練センター ・受講者:稲作コース13名、果樹コース47名、野菜コース28名 ・内容:水稲、果樹、野菜に関する病虫害防除及び農業安全使用等に関する講義を行った。	2つの研修の合計で126名が受講し目標を達成した。	受講者数	50名	126名	平成29年度も、上記2つの研修を実施する方針である。	農政企画課	P36
58	生産者や食品等事業者に対する学習機会の提供	食品表示に関する講習会や食品衛生に関する講習会、出張セミナー等を行った。		—	—	—	安全・衛生管理の自主的な取組みを推進するため、生産者や食品関連事業者に対し講習会等を実施し、安全意識の向上を図る。	関係各課	P36

(2) 県民への情報提供の推進

No.	項目	H28実施状況	H28の評価	目標値等			今後の課題等(H29の取組み等)	担当課	ページ
				取組目標	目標値	実績値			
59	県のホームページ等食の安全・安心に関する情報発信の充実	県のホームページ等で情報発信を実施。 ※ホームページ掲載情報 各種検査の結果、食品の回収情報、食中毒情報等	県ホームページ「食の安全・安心ほっと情報」において一元的に情報を提供した。	—	—	—	継続して情報提供を行っていく。 http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/020071/	食品安全衛生課	P37
60	食の安全ほっとインフォメーション事業	消費者に適時適切な情報を提供するため、食品販売等や市町村の協力を得て、スーパー等の店頭や公民館等の登録施設に食の安全に関する情報を掲示した。平成28年度は12情報を掲示。	協力事業者の拡大を図るため、直売所等への積極的な働きかけを行い、目標を上回る登録施設数となった。	登録施設数	260施設	331施設	引き続き掲示箇所の拡大を図り、より多くの県民に食の安全・安心に関する的確な情報を提供する。	食品安全衛生課	P38
61	消費者にわかりやすい農業情報及び農産物情報の提供	総合的な農業情報を発信する「やまがたアグリネット」、村山地域の農産物の旬の状況を発信する「村山旬の市」により積極的に情報を発信する。  やまがたアグリネット HP	農業トピックスを毎月掲載、農産物の安全性を確保するための対策や取組みを掲載した。	—	—	—	継続して情報提供を行っていく。	農業技術環境課	P38
62	食の安全・安心ネットワーク	市町村に対する迅速な情報の提供を図るため、市町村に電子メールを活用し、情報提供を行った。	全35市町村に対し、食中毒事件の情報や食中毒に関する注意喚起及び食品の不適正表示事項について情報提供ができた。	—	—	—	積極的かつ迅速な情報提供を行っていく。	食品安全衛生課	P38
63	健康食品の情報提供	健康食品及び健康食品による被害事例等について、県のホームページで情報提供していく。	厚生労働省から使用を控えるよう注意喚起があった健康食品の情報についてホームページに掲載した。	—	—	—	積極的かつ迅速な情報提供を行っていく。	食品安全衛生課	P38
64	きのこ食中毒予防月間における啓発	基本方針Ⅱ(3) No.40参照						食品安全衛生課	P38
65	フェイスブック等新しい媒体の活用の推	フェイスブックを活用した情報発信を実施した。	フェイスブックで食中毒の注意喚起等を行った。	—	—	—	継続して情報提供を行っていく。	食品安全衛生課	P38